

平成 28 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 協 立 情 報 通 信 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 々 木 茂 則
(JASDAQ・コード 3670)

問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 執 行 役 員 管 理 部 長 長 谷 川 浩
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 1 4 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 29 条（取締役の責任免除）及び第 37 条（監査役の責任免除）を規定しております。

今般、会社法第 427 条の改正により責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条及び第 37 条の規定を改定するとともに、今後の事業展開に備えるため、第 2 条（目的）を変更するほか、所要の改定を行うものであります。

なお、現行定款第 29 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、事務用機器及びこれらに関連する付属部品・消耗品等の販売</p> <p>(2) 通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、事務用機器のレンタル及びリース</p> <p>(3) 情報通信システム、情報処理システムについての設計、施工、請負、工事、教育、保守、その他附帯するサービス</p> <p>(4) 建設業法に基づく電気通信工事業</p> <p>(5) 不動産の賃貸及び管理</p> <p>(6) 労働者派遣事業</p> <p>(7) 携帯電話その他の移動体通信機器の販売及びその取次</p> <p>(8) 中古携帯端末の買取り、販売 (新設) (新設)</p> <p>(9) 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、事務用機器及びこれらに関連する付属部品・消耗品等の販売</p> <p>(2) 通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、事務用機器のレンタル及びリース</p> <p>(3) 情報通信システム、情報処理システムについての設計、施工、請負、工事、教育、保守、その他附帯するサービス</p> <p>(4) 建設業法に基づく電気通信工事業</p> <p>(5) 不動産の賃貸及び管理</p> <p>(6) 労働者派遣事業</p> <p>(7) 携帯電話その他の移動体通信機器の販売及びその取次</p> <p>(8) 中古携帯端末の買取り、販売</p> <p><u>(9) 電気通信事業</u></p> <p><u>(10) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>(11) 前各号に附帯する一切の業務</p>

現行定款	変更案
<p>第3条～第28条（条文の記載省略） （取締役の責任免除）</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第3条～第28条（現行どおり） （取締役の責任免除）</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法<u>第</u>423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の<u>損害賠償</u>責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の<u>損害賠償</u>責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償</u>責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第30条～第36条（条文の記載省略） （監査役の責任免除）</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第30条～第36条（現行どおり） （監査役の責任免除）</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法<u>第</u>423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の<u>損害賠償</u>責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法<u>第</u>423条第1項の<u>損害賠償</u>責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償</u>責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年5月26日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成28年5月26日（木曜日）

以上